



ビットコインとは仮想通貨

仮想通貨とは？

IT技術を利用して生み出された通貨のこと。実際に手に取ることはできない、**形のない通貨**です。不特定多数の人々の間でインターネットを通じて物品やサービスと交換できる通貨として考案されました。そして実際の通貨と同じように、送金・受取・貯蓄・投資に使うことができます。

現在流通している仮想通貨は数百種類といわれています。その中でも代表的なものが「ビットコイン」なのです。「通貨」や「コイン」という名からも分かる通り、**ビットコインはお金**です。お金なので円やドルのように通貨の単位が存在し、単位は「BTC（ビーティージー）」といえます。

ビットコインと円やドルとの違いは？

最大の違いは通貨を管理する「中央銀行」が存在しないという事です。ビットコインには発行を司る組織や流通を管理する組織が存在しないのです。円やドルと同じような通貨なのにどこの国も、企業も、ビットコインの発行・流通には関与していないのです。

では誰が管理しているのか。ビットコインは中央での管理を行わない代わりにコンピューターのネットワークを利用して通貨を管理する仕組みとなっています。ビットコインにおける新しい通貨の発行や取引の詳細情報は、そのすべてがコンピューターネットワーク上に分散されて保存される仕組みです。ビットコインで行われた全ての取引記録を記載した、一つの大きな取引台帳が存在するとイメージしてください。

ビットコインのメリット・デメリットは？

《メリット》

- 個人間で直接送金ができる。
- 海外送金や決済が簡単で手数料が安いか無料。
- 制限が存在しない。
- 匿名で集金が可能。
- 値動きを利用した資産運用ができる。

《デメリット》

- 使える環境でないと価値がない。
- 国や企業に担保されておらず全て自己責任。
- 値動きが大きく、投機的な投資になりやすい。
- ビットコインが盗まれる可能性もある。

どうやって手に入れるの？

「取引所」という仮想通貨を売買するウェブサイトに銀行振込などで日本円を送ってビットコインに交換することで始められます。

- 取引所に登録
- 入金（銀行、コンビニ振込など）
- ビットコインを買う



ビットコインの課税関係について

(1)「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」

ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。このビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます。
～国税庁ホームページ タックスアンサーより抜粋～

(2)ビットコインの利益は「雑所得」に該当

雑所得とは、利子・配当・不動産・事業・給与・退職・山林・譲渡・一時のいずれの所得にも該当しないものをいい、公的年金等・非営業用貸金の利子・著述家や作家以外が受ける原稿料や印税が該当します。

ビットコインの取引で損失が出た場合は、同じ総合課税の雑所得内での内部通算のみ可能となり、**申告分離課税となる株式等やFX(外国為替証拠金取引)との損益通算はできません。**

(3)ビットコインの課税関係の概要(どんな時に課税されるか)

ビットコインの使用形態等

- 日本円等に換金した場合・・・雑所得(課税時期は換金時)
(事業者が事業として継続的に行えば事業所得)
- 資産を購入した場合・・・雑所得(課税時期は購入時)
(事業者が事業用資産を購入したら事業所得)
- 別の通貨とトレードした場合・・・雑所得(課税時期はトレード時)
(事業者が事業として継続的に行えば事業所得)

ビットコイン以外に多数ある仮想通貨についても、基本的には同様の課税関係となります。

【計算の実例】

《ビットコインを売却した場合》

平成30年3月1日 1,000,000円で2ビットコインを購入
平成30年9月1日 0.2ビットコインを250,000円で売却
売却価額 250,000円 - 取得価額 100,000円 = 所得金額 150,000円



《ビットコインで商品の購入をした場合》

平成30年3月1日 1,000,000円で2ビットコインを購入
平成30年9月1日 200,000円の商品購入に0.3ビットコインを支払った
商品価額 200,000円 - 取得価額 150,000円 = 所得金額 50,000円

この所得金額に対して、所得税が課せられます。(他の所得と合算による総合課税)
例えば、年末調整済みの給与所得を有する方で、仮想通貨の売却または使用による所得が20万円以下の方については、その他に所得がない場合、確定申告は不要です。